

令和 8 年度～令和 1 2 年度

高砂市分別収集計画

令和7年9月

高砂市生活環境部エコクリーンピアはりま

高 砂 市 分 別 収 集 計 画

1 計画策定の意義

快適でうるおいある生活環境の創造のためには、社会経済・ライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会を形成していく必要がある。

高砂市第5次総合計画(令和3年3月策定)では、消費行動の低炭素化に資するごみの減量化や分別、資源ごみ回収の施策による実践により、市民一人ひとりが地球環境に配慮し、SDGsを意識した循環型社会づくりを進めるとしている。

本市のごみ処理においては、令和4年6月から東播2市2町(本市、加古川市、稲美町、播磨町)から発生する可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみを広域的に処理する施設である東播臨海広域クリーンセンター(エコクリーンピアはりま)が本格稼働した。

この施設では、資源の有効利用やごみ発電による再生可能エネルギーの活用により、環境負荷の低減を図るなど循環型社会形成の一翼を担う施設として運用することを目指している。

また、本市では、令和3年4月から飲料メーカーとの連携により、家庭で分別された使用済みペットボトルを、回収後に新たにペットボトルに再生する「ボトル to ボトルリサイクル」事業を全国に先駆けて開始するなど、容器包装廃棄物をはじめとしたごみの減量化・再資源化の取組を推進している。

高砂市分別収集計画(以下、「本計画」という。)は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下、「容器包装リサイクル法」という。)第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物の分別収集等を行うとともに、市民・事業者・市がそれぞれの役割を明確にし、一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の減量化・再資源化を推進することによって、地球環境への負荷の低減及び循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・市民、事業者、市が一体となって、容器包装廃棄物の排出抑制を行い、容器包装廃棄物の減量化・再資源化を積極的に推進する。
- ・容器包装廃棄物の分別収集等を実施する。
- ・再生商品の積極的な利用に努める。
- ・環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図る。
- ・ペットボトルの水平リサイクル(ボトル to ボトルリサイクル)を行う。

3 計画期間

本計画の期間は令和8年4月を始期とする5箇年とし、令和11年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装(白色トレイ)、製品プラスチックを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	4,120.5t	4,096.1t	4,071.6t	4,047.1t	4,022.6t

品目別

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
主としてスチール製の容器	78.5t	78.0t	77.6t	77.1t	76.7t
主としてアルミ製の容器	138.2t	137.4t	136.5t	135.7t	134.9t
無色のガラス製容器	276.4t	274.7t	273.1t	271.5t	269.8t
茶色のガラス製容器	169.6t	168.6t	167.6t	166.6t	165.6t
その他のガラス製容器	69.1t	68.7t	68.3t	67.9t	67.5t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	122.5t	121.8t	121.0t	120.3t	119.6t
主として段ボール製の容器	819.7t	814.8t	810.0t	805.1t	800.2t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	719.2t	714.9t	710.7t	706.4t	702.1t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	238.7t	237.3t	235.9t	234.4t	233.0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,488.7t	1,479.8t	1,471.0t	1,462.1t	1,453.3t
うち白色トレイ	87.9t	87.4t	86.9t	86.4t	85.8t
合 計	4,120.5t	4,096.1t	4,071.6t	4,047.1t	4,022.6t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、市がそれぞれの立場の役割を認識し相互に協力・連携を図る。

(市民の役割)

- ・資源物の分別徹底に努める。
- ・集団回収に協力する。
- ・マイバッグを持参し、レジ袋の削減に努める。
- ・使い捨て容器やワンウェイ商品の購入を控える。
- ・店頭回収を利用し、白色トレイ等の分別に努める。
- ・過剰包装を断る。
- ・再生商品の積極的な利用に努める。
- ・ペットボトルの適正排出を行い、ペットボトルの水平リサイクル(ボトル to ボトルリサイクル)の取組に協力する。

(事業者の役割)

- ・レジ袋等の容器包装の有料化及びマイバッグ持参の普及・啓発に努める。
- ・使い捨て容器、過剰包装の抑制に努める。
- ・店頭回収を実施し、食品トレイなどの再資源化に努めるとともに、ペットボトルの水平リサイクル(ボトル to ボトルリサイクル)の取組推進に協力する。
- ・再生商品の積極的な利用、販売促進に努める。

(市の役割)

- ・地域の自治会等が行う集団回収運動を推進するため、奨励金を引続き交付し、協力及び支援を行う。
- ・容器包装廃棄物の排出抑制の周知・啓発を行い、循環型社会への意識向上に努める。
- ・分別収集及び再資源化の推進を図るため「ごみの分け方・出し方」の冊子を全世帯に配布するとともに食品トレイ等の店頭回収を行っているスーパーマーケット等の再資源化協力店を「ごみの分け方・出し方」の冊子やホームページ等で紹介し、食品トレイ等の回収を推進する。
- ・再資源化可能な紙類の分別意識向上を図るため、雑がみリサイクル袋を市役所本庁及び各地区地域交流センター等で随時配布し、一層の紙製容器包装の再資源化を推進する。
- ・本市のごみ処理状況を広報誌等に随時掲載する。
- ・ペットボトルの水平リサイクル(ボトル to ボトルリサイクル)の取組を行う。
- ・プラスチック製品廃棄物の分別収集・再商品化の取組について、国や県、近隣市町、リサイクル事業者の動向を注視しつつ、効果や市民ニーズ等、様々な側面を考慮しながら研究・検討を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

本市の廃棄物処理施設(ストックヤード含む)の整備状況等を勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、処理方針や勝利方法、分別収集による住民の負担等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

令和8年度～令和12年度

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶類
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		雑誌・雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料 又は、しょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色の発泡スチロール製食品トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	60.6t		60.3t		59.9t		59.6t		59.2t	
主としてアルミ製の容器	118.9t		118.2t		117.5t		116.7t		116.0t	
無色のガラス製容器	(合計) 164.5t		(合計) 163.5t		(合計) 162.5t		(合計) 161.6t		(合計) 160.6t	
	(引渡量) t	(独自処理量) 164.5t	(引渡量) t	(独自処理量) 163.5t	(引渡量) t	(独自処理量) 162.5t	(引渡量) t	(独自処理量) 161.6t	(引渡量) t	(独自処理量) 160.6t
茶色のガラス製容器	(合計) 118.7t		(合計) 118.0t		(合計) 117.3t		(合計) 116.6t		(合計) 115.8t	
	(引渡量) t	(独自処理量) 118.7t	(引渡量) t	(独自処理量) 118.0t	(引渡量) t	(独自処理量) 117.3t	(引渡量) t	(独自処理量) 116.6t	(引渡量) t	(独自処理量) 115.8t
その他のガラス製容器	(合計) 62.7t		(合計) 62.4t		(合計) 62.0t		(合計) 61.6t		(合計) 61.2t	
	(引渡量) t	(独自処理量) 62.7t	(引渡量) t	(独自処理量) 62.4t	(引渡量) t	(独自処理量) 62.0t	(引渡量) t	(独自処理量) 61.6t	(引渡量) t	(独自処理量) 61.2t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	34.0t		33.8t		33.6t		33.4t		33.2t	
主として段ボール製の容器	657.2t		653.3t		649.4t		645.5t		641.6t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 102.9t		(合計) 102.3t		(合計) 101.6t		(合計) 101.0t		(合計) 100.4t	
	(引渡量) t	(独自処理量) 102.9t	(引渡量) t	(独自処理量) 102.3t	(引渡量) t	(独自処理量) 101.6t	(引渡量) t	(独自処理量) 101.0t	(引渡量) T	(独自処理量) 100.4t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 215.6t		(合計) 214.3t		(合計) 213.0t		(合計) 211.7t		(合計) 210.4t	
	(引渡量) t	(独自処理量) 215.6t	(引渡量) t	(独自処理量) 214.3t	(引渡量) t	(独自処理量) 213.0t	(引渡量) t	(独自処理量) 211.7t	(引渡量) t	(独自処理量) 210.4t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 19.3t		(合計) 19.2t		(合計) 19.0t		(合計) 18.9t		(合計) 18.8t	
	(引渡量) t	(独自処理量) 19.3t	(引渡量) t	(独自処理量) 19.2t	(引渡量) t	(独自処理量) 19.0t	(引渡量) t	(独自処理量) 18.9t	(引渡量) t	(独自処理量) 18.8t
	13.5t		13.4t		13.3t		13.2t		13.1t	
	(引渡量) t	(独自処理量) 13.5t	(引渡量) t	(独自処理量) 13.4t	(引渡量) t	(独自処理量) 13.3t	(引渡量) t	(独自処理量) 13.2t	(引渡量) t	(独自処理量) 13.1t
うち白色トレイ										

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

現在、分別収集を実施している物の量及び集団回収量、店頭回収量については、近年の実績を基に各年の人口変動率を乗じて推計した。主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のものについては、白色トレイとし、店頭回収によるものとした。また、人口は令和3年3月策定の「第5次高砂市総合計画」に示された人口展望を基に、令和7年3月に策定した「高砂市一般廃棄物処理基本計画」の推計人口により、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
86,045 人 (対前年度比)	85,534 人 (対前年度比)	85,023 人 (対前年度比)	84,512 人 (対前年度比)	84,000 人 (対前年度比)
99.41%	99.41%	99.40%	99.40%	99.39%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

本市では、びん類(無色、茶色、その他の色の3種類)、缶類、ペットボトル、紙類・布類については、収集日を指定して分別収集(定期収集)を実施し、びん類、缶類、段ボール、雑がみ、紙パックについては、集団回収による分別収集も実施している。

白色トレイの分別については、再資源化協力店(生協、スーパーマーケット)の店頭回収を活用する。

(令和8年度～令和12年度)

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別	保管
金属	・スチール製容器 ・アルミ製容器	缶類	住民団体による集団回収	市民	民間業者
			委託業者による指定日回収	委託業者	委託業者
ガラス	・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他の色のガラス製容器	びん類	住民団体による集団回収	市民	民間業者
			委託業者による指定日回収	委託業者	委託業者
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	住民団体による集団回収 生協・スーパー店頭回収	市民	民間業者
			住民による自己搬入	市民	市
			委託業者による指定日回収	委託業者	委託業者
	段ボール	段ボール	住民団体による集団回収	市民	民間業者
			住民による自己搬入	市民	市
			委託業者による指定日回収	委託業者	委託業者
	その他紙	雑誌・雑がみ	住民団体による集団回収	市民	民間業者
			住民による自己搬入	市民	市
			委託業者による指定日回収	委託業者	委託業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	生協・スーパー店頭回収	市民	民間業者
			委託業者による指定日回収	委託業者	委託業者
	白色・有色の発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ	生協・スーパー店頭回収	市民	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

缶類、びん類、ペットボトル、紙パック、段ボール、雑誌・雑がみの定期収集分については、資源回収業者の施設に直接搬入し、選別・保管等を行う。

また、紙パック、段ボール、雑誌・雑がみの自己搬入については、ストックヤードで一時保管する。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類(令和8年度～令和12年度)

処理の段階	区 分	仕 様
排 出	集積場所	共通集積場所利用
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
選別・保管	ストックヤード	紙パック、段ボール、雑誌・雑がみ

分別収集の用に供する施設(令和8年度～令和12年度)

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	集積容器	収 集 車	中間処理、保管
スチール製容器	缶 類	透明ポリ袋	資源回収業者車両	資源回収業者
アルミ製容器		透明ポリ袋	3tパッカー車	資源回収業者
無色のガラス製容器	びん類	無	資源回収業者車両	資源回収業者
茶色のガラス製容器		プラスチック コンテナ	2t平ボディ車	資源回収業者
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紐かけ	資源回収業者車両	資源回収業者
			私用車両(自己搬入)	ストックヤード
段ボール	段ボール	紐かけ	資源回収業者車両	資源回収業者
			私用車両(自己搬入)	ストックヤード
その他紙	雑誌・雑がみ	紐かけ又は 紙袋	資源回収業者車両	資源回収業者
			私用車両(自己搬入)	ストックヤード
ペットボトル	ペットボトル	透明ポリ袋	資源回収業者車両	資源回収業者
		折りたたみ式 網かご	2t平ボディ車	資源回収業者
白色トレイ	白色トレイ	回収ボックス	資源回収業者車両	資源回収業者

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

平成9年度から廃棄物処理及び清掃に関する法律第5条の7第2項により「高砂市廃棄物減量等推進審議会」を設置し、ごみの減量化・再資源化の具体的方策等についてご審議いただいている。

また、平成10年度から、同法第5条の8第1項による「高砂市ごみ減量等推進員」制度を設置し、ごみ減量化・再資源化に取り組んでいく地区のリーダーとしての活動をお願いしている。

自治会、子ども会等の団体による資源物の集団回収運動を推進するため、奨励金交付制度を整備している。